

林野火災に注意しましょう

野焼きを原因とする林野火災が全国で発生しています。

林野火災は貴重な森林資源や住民の財産、時には人の命を奪います。

林野火災を起こさないよう、日頃からの注意をお願いします。



林野火災注意報・警報

永平寺町では、林野火災の予防を目的とした「林野火災警報等」の運用を令和8年1月1日より開始します。林野火災警報等が発令されている際には火の使用に関する制限が設けられ、これに従わない場合には罰金や拘留などの罰則が適用される場合があります。



林野火災注意報の発令指標

以下の指標のいずれかをみたす場合に発令します。

- ①前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下である。
- ②前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、気象庁が乾燥注意報を発表している。

※発令条件に加え、当日に見込まれる降水状況等を考慮し、発令の判断を行います。

林野火災警報の発令指標

気象庁が強風注意報を発表し、かつ、林野火災注意報のいずれかをみたす場合に発令します。

発令対象地域

発令される対象となる地域は「永平寺町全域」です。

制限される行為

林野火災警報等の発令時には、以下の火の使用が制限されます。

さらに、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

制限される行為の例

どんど焼き、炎を使った土壤消毒や殺虫、花火や火遊び、たき火、キャンプファイヤー、落ち葉を燃やす、可燃物の近くでの喫煙、かまど（薪）等（伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。）



発令時には

消防車両などでパトロール・広報・防災行政無線・
SNS掲載などを行います。

ご理解とご協力よろしくお願いします！



永平寺町消防本部
Eiheiji Town Fire Department

